## 航空機内における電子機器の使用制限緩和について

# 2014年9月1日より航空機内における電子機器の使用制限が緩和されます!

## ■ 今回の改正ポイント

- 電子機器から発射される電波に対する航空機の耐性評価が行われ、その結果により、航空機を4つのタイプに分類します。
- 電波に対する航空機の耐性に応じて電子機器 の使用制限が見直されます。
- 着陸後の滑走終了後は、全ての電子機器が 利用できます。

### 航空機内における電子機器の使用制限緩和について

## 航空機を4つのタイプに分類します

航空機の電波に対する耐性区分	タイプ I	タイプ Ⅱ	タイプⅢ	タイプⅣ	
通信等に使用する強い電波に対する耐性	有り	無し	有り	無し	
航空無線周波数帯域の弱い電波に対する耐性	有り	有り	無し	無し	

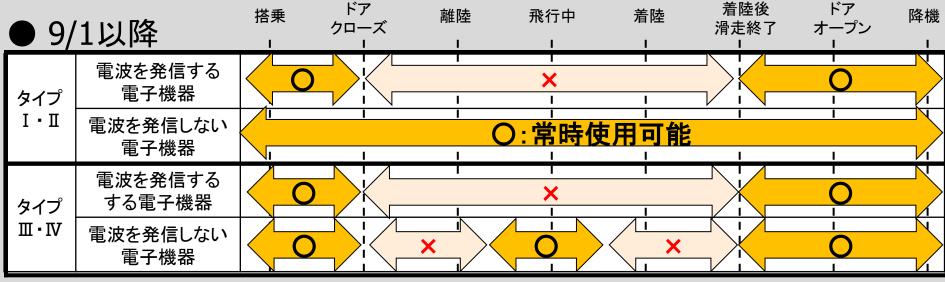
- 電波に対する航空機の耐性評価として2通りの 評価が行われます。
- 航空機を4つのタイプに分類します。

## 電子機器の使用制限は3つの区分になります

#### 航空機内における電子機器の使用制限緩和について

## 使用制限される飛行フェーズ

● 電子機器の使用の制限・解除は、機内アナウンスでご案内します。



【快適な機内のために】 使用制限が緩和されますが、機内での通話等電子機器をご利用の際には、 他のお客様のご迷惑にならないようご配慮をお願いします。

■ 8/31 **= で** 9月より機内アナウンスでご案内いたします。

0/316 C	i	i	i	i	i	i	i	i
電波を発信する	1		ı	ı	ı	ı	1/:/_	
する電子機器				×				0
						I		1
電波を発信しない 電子機器		0	$\overline{x}$	$\overline{0}$	×	×		0
电丁版品						ı	7/ i \	1



# タイプ [:使用制限内容について

タイプ I とタイプ II は制限される電子機器が異なります。 また、Bluetooth接続等の取扱いも異なります。

携帯電話等の電子機器について、作動時に通信用の電波を発信する状態(通常モード)にあるものは、出発時のドアクローズから着陸後の滑走が終了する時まで、ご使用いただけません。

◎通信用の電波を発信しない状態の電子機器 は常時ご使用いただけます。





◎通信用の電波を発信しない状態(機内モード)で電子機器同士のBluetooth接続やWi-Fi接続は常時ご使用いただけます。

ただし、<u>航空機外の設備と無線通信を行うことはできま</u>せん。



## タイプⅡ:使用制限内容について

タイプ I とタイプ I は制限される電子機器が異なります。 また、Bluetooth接続等の取扱いも異なります。

携帯電話等の電子機器について、作動時に通信用の電波を発信する状態にあるものは、出発時のドアクローズから着陸後の滑走が終了する時まで、ご使用いただけません。

◎<u>通信用の電波を発信しない状態の電子機器</u> は常時ご使用いただけます。





×通信用の電波を発信しない状態(機内モード)で電子機器同士のBluetooth接続やWi-Fi接続は、ご使用いただけません。



タイプⅢ・Ⅳ:使用制限内容について①

携帯電話等の電子機器について、作動時に通信用の電波を発信する状態にあるものは、出発時のドアクローズから着陸後の滑走が終了する時まで、ご使用いただけません。





×通信用の電波を発信しない状態(機内モード)で電子機器同士のBluetooth接続やWi-Fi接続は、ご使用いただけません。



タイプⅢ・Ⅳ:使用制限内容について②

携帯電話等の電子機器について、作動時に通信用の電波を発信しない状態にあるものは、離着陸時※には、ご使用いただけません。

※離着陸時:出発時のドアクローズから離陸上昇が終了する時まで、及び 着陸のための降下開始後から着陸後の滑走が終了する時まで。 機内アナウンスでご案内いたします。





×通信用の電波を発信しない状態(機内モード)で電子機器同士のBluetooth接続やWi-Fi接続は、ご使用いただけません。